

厚生労働省三重労働局発表
令和8年8月5日

【照会先】

三重労働局労働基準部賃金室
室長 久留原郁子
室長補佐 林 篤史
(電話) 059 (226) 2108

報道関係者 各位

令和8年度三重県最低賃金(地域別最低賃金)の改正答申について

— 三重地方最低賃金審議会の答申 —

三重地方最低賃金審議会（会長 にしかわ 西川 しょうご 昇 吾）は、本日8月5日に結論を取りまとめ、三重労働局長（わたなべ 渡辺 さとし 聡）に対し、三重県最低賃金（時間額1,087円）を「時間額1,143円」に改正し、発効日を令和8年10月1日とする旨の答申を行いました。

三重労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

- 1 答申のあった時間額 1, 1 4 3 円
- 2 現行の時間額 1, 0 8 7 円
- 3 対前年引上額 5 6 円
- 4 対前年引上率 5. 1 5 %

三重県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（令和 2 年以降）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
最低賃金額	874円	902円	933円	973円	1,023円	1,087円
対前年引上額	1円	28円	31円	40円	50円	64円
対前年引上げ率	0.11%	3.20%	3.44%	4.29%	5.14%	6.26%